

取締役会の実効性評価について

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、持続的な企業価値の向上及びそれを支える経営管理体制の確立を目的として、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

その一環として、取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として2019年度より取締役会の実効性に関する自己評価を実施いたしました。

1. 評価プロセスについて

取締役会の実効性等に関するアンケート用紙を、取締役会のメンバーである全役員に配布し、回答を得ました。回答結果に基づき、取締役会において、取締役会の実効性に関する分析および自己評価をおこないました。

- ① 対象：全取締役・監査役(13名)
- ② 回答方法：記名方式
- ③ 主な評価項目（コーポレートガバナンス・コードに基づき策定）
 - A) 取締役会の構成について
→取締役会における役割・貢献など
 - B) 取締役会の運営について
→議論の活発性、議案の範囲や分量など
 - C) 取締役会の議案について
→重要な議案に関しての議論の十分性など
 - D) 取締役会を支える体制について
→社外役員間および社内・社外役員間のコミュニケーションの十分性
→資料や情報の適切性など

④ 結果の集計

取締役会運営により集計結果を取締役に提出したうえで、取締役会において、分析及び自己評価を実施いたしました。

2. 取締役会の実効性に関する評価の結果（概要）

初年度の評価のため、運営体制等のベーシックな確認も含んでおり、取締役会全体の見直しにつながる評価となりました。評価の結果、取締役会の構成、役割・責務、運営状況、情報提供・トレーニングの面において、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。特に、重要な議案においては、十分な回数と時間を設けられており、充実した審議が行われているとの評価となりました。他の会社の社外役員を兼任する役員を含め、回答全体を通してネガティブな評価が少なく、総じて高い評価となりました。

ただし、以下の点については、改善の余地があるとの指摘がみられました。

- ・ 取締役会の資料の早期共有による議案検討時間の確保
- ・ 社外役員が議案および議事の理解を深める体制強化

3. 今後の課題への対応

今後とも毎年の評価を行うとともに、抽出された課題について、改善を行うことにより取締役会の実効性の維持・向上に取り組んで参ります。今回の結果を踏まえ、更なる踏み込んだ評価項目を増やすことにより、取締役会における課題抽出を精度あげて行いたく存じます。また、今回の評価結果により、下記の通り取締役会運営の充実と見直しを行ってまいります。

① 議案検討時間の確保

- ・ 取締役会資料の充実と精度を保ちながら、資料の早期作成を実施（関係部署への連携強化とスケジュールの見直し）
- ・ 配布方法の変更検討

② 社外役員をサポートする体制強化

- ・ 取締役会前に社外役員間での情報共有・意見交換の機会の設定
- ・ 取締役会以外の社内経営会議等の資料の共有
- ・ ①と共に、説明機会を増やし、議案の内容理解を深めていただくことにより、更なる審議の活性化につなげる

これらの施策を通じ、取締役会運営の実効性を向上させると共に、監督機能の向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

以上